

# 目標一覧

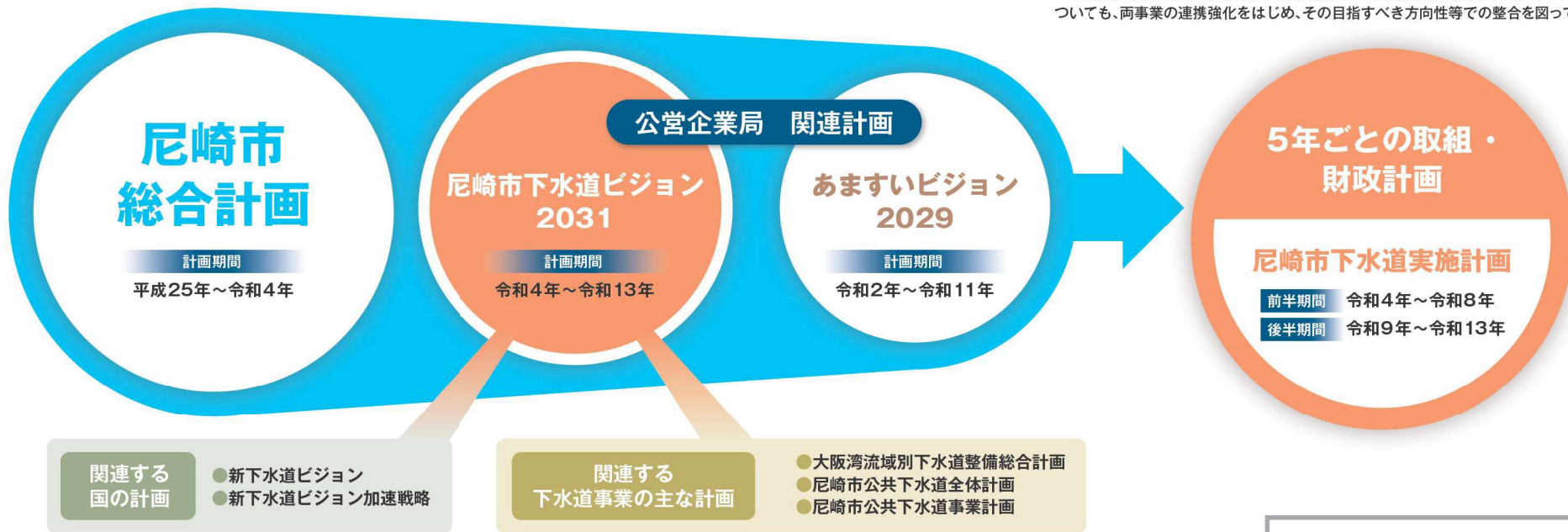
目的・将来像	施策	方針 / 取組	10年間の目標	最終目標	
効率的かつ持続可能な下水道 まちのくらしを支える	I 施設の高度な維持管理	<b>方針1</b> 最小限の投資で最大限の効果を発揮させる <b>高度な施設管理</b> 管理 耐用年数の見直し <b>取組</b> ① スtockマネジメント手法を取り入れた施設の維持 ② 施設の劣化予測精度の向上や故障の予兆検知による ③ コンパクト化と統廃合検討を踏まえた施設の建替え	① 管路：約30kmの更新 ② 台帳システムを活用した維持管理情報の蓄積、分析 管路：全調査データ、設備：全11施設 ③ 東部雨水ポンプ場の建替え 建替え用地の確保：2施設（大庄P場、尾浜P場）	管路：約1,100kmの更新（100年間） 維持管理情報を活用した適切な更新頻度の確立（100年間） ポンプ場、浄化センターの建替え 全11施設（90年間） 建替え用地の確保：6施設	
		<b>方針2</b> 川や海の水質向上 <b>取組</b> ④ 下水道の高度処理や水質監視計器設置等による川や海への放流水質の向上	④ 東部浄化センター1系列の高度処理化（2系列/全2系列） 水質監視計器等の設置：全3処理区 排水基準超過率 0%	目標水質（BOD、COD、全窒素、全リン）の達成 2処理場 全5系列の高度処理化（30年間）	
		<b>方針3</b> 地球温暖化対策の加速化 <b>取組</b> ⑤ 高効率機器の導入による省エネルギーと 下水道資源の有効利用による創エネルギー化	⑤ CO <sub>2</sub> 15%削減（2013年比）	カーボンニュートラルの確立（30年間）	
	復元力の高い下水道 災害から守り備える	IV 災害対応力の強化 IV-1（浸水から守る） IV-2（地震から守る） IV-3（災害に備える）	<b>方針4</b> 気候変動で増加する大雨や都市化による浸水 <b>被害の最小化</b> <b>取組</b> ⑥ 雨水ポンプの能力増強や雨水貯留管の整備による ⑦ 河川氾濫など浸水時のポンプ場・浄化センターの機能確保に向けた耐水化の流入予測技術の確立 ⑧ ポンプ運転の効率化や浸水被害軽減につなげる下水 ⑨ 民間事業者等による雨水貯留浸透施設の設定	⑥ ポンプ能力の増強：14基（合計27基/全49基） 雨水貯留管の整備：1地区、立坑候補地の決定：2地区 ⑦ ポンプ排水機能の確保、汚水処理機能の確保 ⑧ 流入予測技術の研究：1処理区 ⑨ 雨水貯留タンク助成申請件数100件 官公庁、民間開発による雨水浸透施設設置数1割アップ 浸透槽：13,000個、浸透管：39,000m	ポンプ能力の増強：全49基の完了 （30年以内、可能な限り早期表現） 雨水貯留管の整備：全3地区（30年間） 10年間で完了 流入予測技術の確立：全3処理区（30年間） 雨水貯留浸透施設設置の標準化（30年間）
			<b>方針5</b> 地震発生時の下水道機能の確保 <b>機能確保</b> <b>取組</b> ⑩ 地震の影響を最小化する建築構造物や土木構造物の ⑪ 防災拠点、災害対応病院、避難所など重要施設からの排水ルートの確保 ⑫ マンホールトイレの設置、設営の推進など避難所等でのトイレ機能の確保	⑩ ポンプ場・浄化センターの建築構造物全11施設100%の耐震化完了 土木構造物の機能確保：3施設（大庄、尾浜、中在家） ⑪ 管路10kmの耐震化、特に重要な管路全85kmの耐震診断完了 耐震性能が不足する管路の排水ルートの確保	修繕時期に合わせた土木構造物の機能確保全11施設（40年間） 全管路の耐震化（100年間）
			<b>方針6</b> 災害時の下水道機能の継続と早期回復 <b>取組</b> ⑬ 業務継続計画（BCP）の充実	⑫ 避難所（小、中、高校）へマンホールトイレ設置：全68校 設置訓練の開催 ⑬ 機能回復手順の確立、行動計画の策定 燃料供給業者、機器メーカー災害協定締結の拡充	地域住民主体でのマンホールトイレの設営 引き続き10年間の取組目標を継続
			<b>方針7</b> 将来を見据えた経営による財政運営 <b>取組</b> ⑭ スtockマネジメント手法による将来投資額の縮減と財源の確保	⑭ 企業債残高の維持：310億円以下 建設改良積立金の活用	企業債残高の維持：350億円以下
			<b>方針8</b> 柔軟な組織体制の構築 <b>取組</b> ⑮ 民間事業者等との連携を考慮した体制の構築	⑮ PPP/PFI手法の導入 管路及び施設の建替え1施設（東部雨水）	管路：年間12km更新体制の構築（20年間） 施設の建替え PPP/PFI手法の導入（全11施設、90年間）
			<b>方針9</b> 将来にわたり安定して事業運営できる職員の育成、確保 <b>取組</b> ⑯ 資格取得支援の推進とデジタル化を推し進める人材の育成	⑯ 資格保持者：50% DXを取り入れた体制構築による人材育成	安定的な事業運営を引き継ぐ職員の育成
			<b>方針10</b> 市民の声に沿った情報発信と事業に対する理解の向上 <b>取組</b> ⑰ 下水道の役割や災害に備える広報の充実と自助の促進	⑰ 情報発信に対する認知度の向上	下水道の取組に対する理解度の向上
経済的で安定的な下水道 将来へ事業をつなげる	V 安定経営の継続	<b>方針7</b> 将来を見据えた経営による財政運営 <b>取組</b> ⑭ スtockマネジメント手法による将来投資額の縮減と財源の確保	⑭ 企業債残高の維持：310億円以下 建設改良積立金の活用	企業債残高の維持：350億円以下	
	VI 持続可能な運営体制の構築 VI-1（官民連携でつなげる） VI-2（職員の育成でつなげる）	<b>方針8</b> 柔軟な組織体制の構築 <b>取組</b> ⑮ 民間事業者等との連携を考慮した体制の構築 <b>方針9</b> 将来にわたり安定して事業運営できる職員の育成、確保 <b>取組</b> ⑯ 資格取得支援の推進とデジタル化を推し進める人材の育成	⑮ PPP/PFI手法の導入 管路及び施設の建替え1施設（東部雨水） ⑯ 資格保持者：50% DXを取り入れた体制構築による人材育成	管路：年間12km更新体制の構築（20年間） 施設の建替え PPP/PFI手法の導入（全11施設、90年間） 安定的な事業運営を引き継ぐ職員の育成	
	VII 市民理解の促進	<b>方針10</b> 市民の声に沿った情報発信と事業に対する理解の向上 <b>取組</b> ⑰ 下水道の役割や災害に備える広報の充実と自助の促進	⑰ 情報発信に対する認知度の向上	下水道の取組に対する理解度の向上	

# 計画の位置づけ

## 尼崎市下水道ビジョン2031 は 尼崎市総合計画 尼崎版SDGs と連動しています。

※尼崎市下水道ビジョン2031は、総務省が各地方公営企業に策定を求めている「経営戦略」として位置づけます。

本市では、施策ごとに定めた分野別計画の最上位の行政計画である「尼崎市総合計画」を策定し、分野別計画の連携を図り、まちづくりを推進し、「ありたいまち」の実現に向けた取組を進めています。また、総合計画の推進を図ることでSDGsの達成を目指します。本ビジョンは、上位計画である「尼崎市総合計画」、「大阪湾流域別下水道整備総合計画(兵庫県)」と整合を図り、下水道の目指すべき方向性を示すものです。一方、国においては下水道事業が抱える課題、近年の社会情勢の変化を踏まえた「新下水道ビジョン(2014年)」、「新下水道ビジョン加速戦略(2017年)」を公表しており、本市のビジョンについても整合を図っています。さらに、2019年に今後の水道事業の取組として策定した「あますいビジョン2029」についても、両事業の連携強化をはじめ、その目指すべき方向性等での整合を図っています。



- 関連する国の計画
- 新下水道ビジョン
  - 新下水道ビジョン加速戦略

- 関連する下水道事業の主な計画
- 大阪湾流域別下水道整備総合計画
  - 尼崎市公共下水道全体計画
  - 尼崎市公共下水道事業計画

### SDGs (Sustainable Development Goals) 世界を変えるための17の目標

### 尼崎市総合計画 尼崎を変えるための16の施策

#### ●下水道事業の取組

総合計画の施策	SDGsの目標
15 環境保全・創造	環境と共生する持続可能なまち 6, 7, 9, 11, 12, 13, 14, 15
16 住環境・都市機能	安全・安心、快適でくらしやすいまち 6, 9, 11, 14

#### SDGsとは…

「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標です。2015年までを計画期間としていた発展途上国向けの開発目標「MDGs(ミレニアム開発目標)」の後継として採択されたSDGsは、発展途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の開発目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

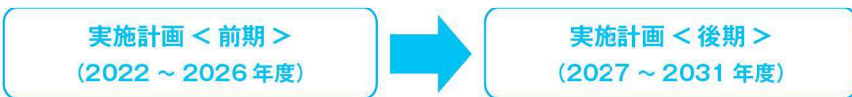


# ビジョン実現にむけて

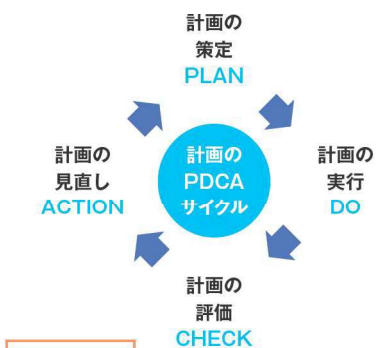
## 実施に向けて

本ビジョンでは、「尼の下水道を次の世代へ」という基本理念のもと、100年後の将来像を見据えて、直近10年間の計画として新たな方向性を示しています。

これらの取組を着実に実現していくために、前後5か年の「実施計画」を別途作成します。



目標達成に向けて、取組の進捗状況等を評価し、見直しを行う。



実施計画には前期5か年(2022~2026年度)の実施計画及び各年度の予算に基づく取組については、毎年度において進捗管理を実施します。そのうえで、後期5か年の取組の実施計画については、前期5か年の取組の進捗や財政状況を踏まえ、本ビジョンに掲げる取組の方向性について再度検証し、必要な見直しを行ったうえで策定します。



## 大災害など、予期せぬ事象への対応について

近年、地球温暖化等の影響により、各地で線状降水帯や都市型集中豪雨などの大規模自然災害が多数発生し、日常生活に多大な影響を及ぼしています。

それらに加え、令和2年2月からは新型コロナウイルスによる感染症があつという間に全世界に拡大し、我が国においても「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が数回発令されましたが、多くの尊い命が奪われるなど、猛威を振るい、現在も予断を許さない状況です。

これを受けて公営企業局では、新型コロナウイルス感染症対策として令和2年7月検針分から6か月間、水道料金の基本料金及び下水道使用料の基本使用料の全額減免を実施し、市民生活や経済活動の支援を、また、施設の運営は職員への新型コロナウイルス感染症対策を行うことなどで下水の処理を止めない対応をしてきたところです。

本ビジョンの計画期間内にも、想定外の事象が起こりうる可能性がありますが、適切な事業運営に努めるとともに、ビジョンに記載している取組を着実に実施し、目標の実現に今後とも取り組んでまいります。

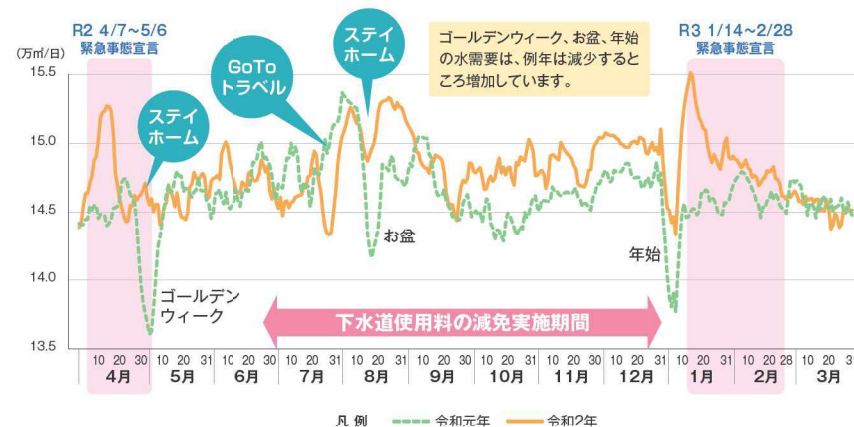
### 【参考】新型コロナウイルス感染症による影響について 令和2年度

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による2度の緊急事態宣言による外出自粛や在宅勤務のほか、商業施設等の営業自粛によって、水需要は令和元年度と比べ大きく変動しました。

下水道使用料は企業活動の停滞等を受け、令和2年度の収入は令和元年度に比べ、約1億円減少しています(下水道使用料の減免額約8億円と合わせると約9億円の減少)。

なお、下水道使用料の基本使用料の減免額は、将来投資を考慮した上で、下水道使用者の経済的負担を軽減するために実施したものであり、今後の経営への大きな影響はないものと考えております。

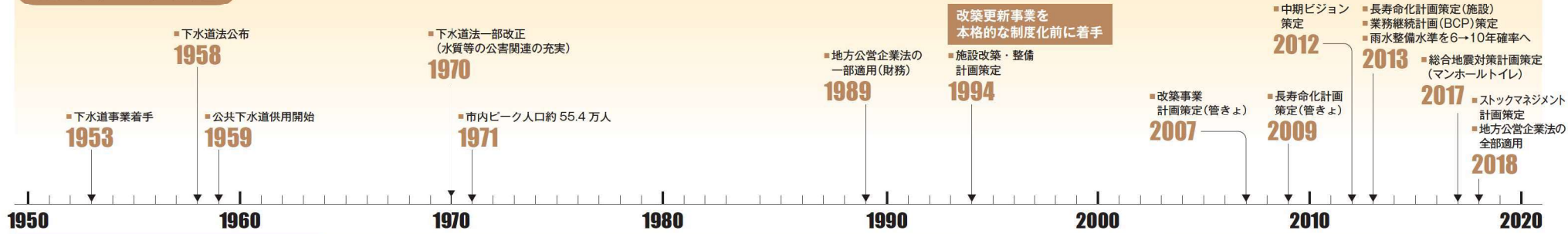
### ●下水道事業への影響について



(参考)水道事業による水需要の推移

# 尼崎市下水道事業のあゆみ

## 尼崎市の下水道



### 単独公共下水道

1963



■西川中継ポンプ場運転開始

1962



■東部処理場簡易処理開始

1967

■東部処理場高級処理開始

1966



■中在家中継ポンプ場運転開始

■北部浄化センター運転開始

1982



■東部第1浄化センター運転開始  
東部処理場を東部第2浄化センターに名称変更

人口普及率

99.9%

### 尼崎市下水道普及率

2001

■東部第2浄化センターの水処理施設を東部浄化センター(旧第1)へ統合しポンプ場に機能変更

2003

■東部浄化センター包括委託開始

2013

■東部浄化センター高度処理化着手

### 全国下水道普及率

2019

■北部浄化センター高度処理化着手

1966



■大庄中継ポンプ場運転開始

1965



■尾浜中継ポンプ場運転開始

1976



■武庫川下流処理場運転開始  
大庄中継ポンプ場より汚水圧送開始

1978



■(流域)南武中継ポンプ場運転開始  
■栗山中継ポンプ場運転開始  
■栗山から南武中継ポンプ場へ汚水圧送開始

1993



■東難波雨水ポンプ場運転開始

2000

■東部浄化センターから兵庫東(※)へ汚泥圧送開始

1989



■高田中継ポンプ場運転開始



■兵庫東下水汚泥広域処理場運転開始

2005

■北部浄化センターから兵庫東(※)へ汚泥圧送開始

2011

■大庄中継ポンプ場包括委託開始

### 流域関連公共下水道

※兵庫東：兵庫東下水汚泥広域処理場